

鹿沼市重症障害児者医療的ケア支援事業実施要綱

平成23年5月31日

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケアを必要とする重症障害者又は重症障害児に対し、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院若しくは診療所の医療機関又は障害福祉サービス事業所若しくは障害者支援施設等（以下「事業所等」という。）において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行う鹿沼市重症障害児者医療的ケア支援実施事業（以下「事業」という。）を実施することにより、日中における重症障害者又は重症障害児の活動の場を確保するとともに、その家族の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、鹿沼市（以下「市」という。）とする。

(事業運営の委託)

第3条 市は、適切かつ安全な事業運営を行うことができると認める個人又は法人（以下「委託事業者」という。）に事業の運営を委託して行うものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、鹿沼市内に住所を有する障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項又は第2項に規定する障害者又は障害児のうち、医療的ケアを必要とする重症障害者又は重症障害児（以下「障害者等」という。）とする。

(事業の対象となる時間)

第5条 事業の対象となる時間は、委託事業者の事業所等において事業にかかるサービス（以下「サービス」という。）が提供される時間とする。ただし、法第19条第1項の規定により支給決定を受けた介護給付費等が給付される時間は対象外とする。

(事業の定員)

第6条 事業の定員は、市長が、事業所等の規模および職員体制等を勘案し、利用する居室等の一人当たりの床面積の基準を上回るよう定めるものとする。

(職員の配置)

第7条 委託事業者は、適正な支援が可能と認める数の職員を配置する。

(利用単位)

第8条 事業の利用は、利用時間に応じて別表1に該当する利用単位を定める。

2 事業を利用する障害者等が1月に利用できる利用単位は、28ポイント以内とする。ただし、やむを得ない理由により市長が特に認めたときはこの限りではない。

(利用の申請)

第9条 事業を利用しようとする障害者等（障害児にあつては保護者を含む。以下「申請者」という。）は、鹿沼市重症障害児者医療的ケア支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第10条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請の内容を審査のうえ、障害者等の生活の状況、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス等の利用状況等を勘案して、支給するサービスの量、障害の程度に応じた区分（以下「区分」という。）及び利用期間を決定し、申請者に対し鹿沼市重症障害児者医療的ケア支援事業利用決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は前項の規定による利用の決定をしないときは、その理由を付して鹿沼市重症障害児者医療的ケア支援事業却下通知書（様式第3号）により通知する。

(利用の変更)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、鹿沼市重症障害児者医療的ケア支援事業利用変更申請書（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があつた場合
- (3) 利用の内容等の変更を希望する場合

2 市長は、前項の規定による届出が適当と認めた場合は、鹿沼市重症障害児者医療的ケア支援事業利用変更決定通知書（様式第5号）により、利用者に通知するものとする。

(利用決定の取消し)

第12条 市長は、第9条により利用を決定したものであつても、やむを得ない事由が生じた場合は、利用の決定を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により取消しを決定したときは、鹿沼市重症障害児者医療的ケア支援事業利用取消通知書（様式第6号）により利用者に通知するものとする。

(利用の契約)

第13条 利用者は、委託事業者と事業の利用に関する契約を締結するものとする。

(事業に要する費用)

第14条 サービスに要する費用は、別表1に定める額とする。

2 病院又は診療所の医療機関（以下「医療機関」という。）における事業の運営に要する費用として、市長が定める額は、別表2に定める額（以下「基準額」という。）とする。

3 利用者が、事業を利用した場合に要する費用は、別表3に定める額（以下「利用者負担額」という。）とする。

4 医療機関における事業の円滑な運営に資するため、運営を支援する費用（以下「運営支援費」という。）は、基準額からサービスに要する費用の基本分の額を控除して得た額とする。

(費用の請求等)

第15条 委託事業者がサービスを提供したときは、サービスを提供した月ごとに、当該サービスを提供した月の翌月10日までに、鹿沼市重症障害児者医療的ケア支援事業実施報告書(様式第7号)を添付した請求書を提出して、サービスに要する費用から利用者負担額を控除して得た額に相当する額(以下「給付費」という。)を請求するものとする。ただし、医療機関においては、給付費に運営支援費を加算して得た額を請求するものとする。

(費用の支払)

- 第16条 市長は、利用者が、委託事業者からサービスを受けたときは、当該利用者に対し、給付費を支給する。
- 2 市長は、利用者に代わり、委託事業者に給付費を支払うことができる。
 - 3 前項の規定による支払いがあったときは、利用者に対し給付費の支給があったものとみなす。
 - 4 利用者は、委託事業者からサービスを受けたときは、利用者負担額を委託事業者に支払うものとする。
 - 5 市長は、利用者が、医療機関からサービスを受けたときは、医療機関に対し、運営支援費を支払うものとする。

(給付費及び運営支援費の支払期限)

第17条 市長は、第14条の請求が正当と認めるときは、当該請求書を受領した日から30日以内に給付費及び運営支援費を支払うものとする。

(秘密の保持)

第18条 委託事業者は、事業を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(指導及び助言)

- 第19条 市長は、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。
- 2 委託事業者は、事業の目的達成のために市長が行う調査等に協力しなければならない。

(緊急時の対応)

第20条 事業者は、事故等緊急事態の支援体制及び連絡体制を確保し、委託者に対しても速やかに報告を行う。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

別表 1（第 8 条、第 1 4 条関係）

サービスに要する費用

利用時間	4 時間未満	4 時間以上 8 時間未満	8 時間以上
利用単位	1 ポイント	2 ポイント	3 ポイント
基本分	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	1 5、0 0 0 円
食事提供体制加算	4 2 0 円		
送迎加算	1, 8 4 0 円		

別表 2（第 1 4 条関係）

基準額

利用時間	4 時間未満	4 時間以上 8 時間未満	8 時間以上
利用単位	1 ポイント	2 ポイント	3 ポイント
区分 A	1 2, 0 0 0 円	2 4, 0 0 0 円	
区分 B	7, 5 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	

- ・ 区分 A 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
 - ・ 区分 B その他の医療的ケア（たん等の吸引、経管栄養、導尿等）を必要とする者
- 注 1 基準額については、医療機関において支援が行われた場合に、利用者の区分に応じて金額を算定する。

別表 3（第 1 4 条関係）

利用者負担額

負担上限月額が 0 円以外の者	サービスに要する費用の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額
負担上限月額が 0 円の者	0 円